富士市下水道マンホール蓋広告掲載者募集要項

富士市では、市が管理する下水道マンホール蓋を活用した広告の掲載者を募集します。

1　募集内容　富士市が管理する下水道マンホール蓋への広告掲載を希望する事業者等

2　申込書提出期間　令和８年１１月２日（月）午前８時 30 分から

令和８年１１月２０日（金）午後５時 15 分まで

（郵送の場合は期間内必着）

3　掲載期間　令和　９ 年　４月　１日（木）から

令和１１年　３月３１日（土）までの２年間

4　設置場所　新富士駅北側の歩道に設置された、市が指定する下水道マンホール蓋。

具体的な設置箇所は、富士市ウェブサイト参照。

5　広告媒体・規格　広告を設置するマンホール蓋は日之出水道機器株式会社製デザインストリーマー（φ600 直接蓋タイプ）です。下記規格に適合する広告プレートを製作し、掲載開始前月までに納品してください。

厚み：1.5±0.2mm

強度：150N/25mm 幅以上

接着力：30N/25mm 幅以上（ステンレス版に張り付け、180°剥離試験の場合）

すべり抵抗：ＢＰＮ=40 以上（初期・湿潤時）（試験方法：ASTM E303）

耐摩耗性：200mg 以下(試験方法：JIS K 5665)

6　広告のデザイン　設置場所は景観形成型広告整備地区として指定されています。

整備基準に配慮したデザインとしてください。

7　掲載料等　掲載料は、見積合わせにより決定します。見積金額は２年分総額の税抜金額でお申し込みください。最低金額は１２0,０００円（税抜き）です。決定した掲載料総額は２等分し、各年度の４月末日までに、当該年度分を納付していただきます。掲載料のほか、広告プレートの製作費、デザイン調整費その他広告の製作に必要な費用は、広告主の負担とします。広告プレートの製作費の参考価格は令和８年１０月時点で１０８,０００円（税抜き）です。

8　選定方法　見積合わせにより広告主を決定します。なお、最も高額である見積金額を提示した申込者が２者以上の場合は、抽選により決定します。

9　申込方法等　　所定の申込書に必要書類を添えて、持参又は郵送により提出してください。提出書類、提出先及び審査の詳細は、富士市下水道マンホール蓋広告掲載に関する取扱要領のとおりとします。

10　掲載料の納付　　広告主の決定後、契約を締結し、市が指定する納期限までに、市が発行する納付書により掲載料を納付してください。

11　維持管理等　　広告の清掃、点検、修繕、交換及び撤去その他の維持管理は、原則として掲載者の負担と責任で行っていただきます。ただし、道路管理者又は市の指示がある場合は、その指示に従ってください。

12　掲載の変更・中止等　掲載期間中の広告デザインの変更又は掲載の取下げを希望する場合は、事前に市へ相談し、所定の手続を行ってください。道路工事、施設管理その他やむを得ない事情により、広告の撤去又は掲載停止を求める場合があります。

13　質問の受付　　質問は申込期間中、随時受け付けます。質問への回答は、原則として質問を受け付けた日の翌営業日正午までに、富士市ウェブサイトに掲載します。

14　その他　　本募集要項に定めのない事項は、富士市広告掲載に関する指針、富士市広告掲載に関する基準、富士市下水道マンホール蓋広告掲載に関する取扱要領、その他関係法令及び市の指示によります。

15　広告掲載までのスケジュール目安

時期		内容など	
掲 載 5か月前	中旬	掲載申込書等提出	広告掲載希望者
掲 載 4か月前	初旬	提出書類審査	市
	下旬	・見積合わせにより広告主決定⇒契約 ・広告内容について、下水道施設維持課で審査し、掲載可否を決定 ・原稿の修正が必要な場合、結果を広告主に通知し、修正を依頼	市 広告主⇒市 ※原稿の修正が必要な場合、修正状況を広告主から下水道施設維持課にすみやかに提出
掲 載 3か月前		広告デザインの決定	市
掲 載 2か月前	初旬	広告の製作 ※製作には 1か月半～2か月程度を要する	広告主
掲 載 1か月前	下旬	広告の完成品を市に納品	広告主
掲載当月	初旬	広告主立会いのもと、市が広告を設置	広告主 市
		掲載料の納付	広告主⇒市

●申込み及び問い合わせ先

富士市　上下水道部下水道施設維持課（県富士総合庁舎 6 階北側）

〒416-8686　静岡県富士市本市場 441-1

電話　0545-67-2846　　FAX　0545-67-2896

E-mail：ge-shisetuiji@div.city.fuji.shizuoka.jp